

浜松市次世代住宅協議会規約

(名称)

第1条 本会は、浜松市次世代住宅協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）、地球温暖化対策計画及び浜松市地球温暖化対策実行計画に基づき、浜松市域から排出される温室効果ガスを削減するために、住宅における断熱・気密の向上や省エネルギー設備導入によるエネルギー使用量の低減や、浜松市域の気候特性を活かした自然エネルギーを有効利用するなどの脱炭素化に向けた次世代住宅（以下「次世代住宅」という。）に関する取組の推進・普及を図ること等により、市民の快適・健康・安心な暮らし及び持続可能な地域づくりの実現に資することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 次世代住宅の設計・施工、普及・啓発等に関する情報の共有、その他次世代住宅の推進に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な活動。

(会員及び入会)

第4条 協議会は、浜松市と第2条に規定する目的及び前条に掲げる活動に賛同・協力する事業者、団体、個人などで構成する。

- 2 協議会に入会しようとする者は、入会申込書（第1号様式）を会長に提出しなければならない。
- 3 協議会に入会しようとする者が次のいずれかに該当するときは、当該者は会員となることができない。

ア 個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与す

るなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ その他協議会の目的の達成のため適当でない者であると認めるとき。

(会費等)

第5条 協議会は、会員から会費を徴収しないものとする。ただし、会長が必要があると認めるときは、実費その他の経費を徴収することができる。

(退会等)

第6条 会員は、協議会を退会しようとするときは、退会届（第2号様式）を会長に提出しなければならない。

2 会員が死亡又は解散したとき若しくは所在不明の場合は、退会したものとみなす。

3 会員が協議会の目的に反する活動をし、又は協議会の名誉を著しく損なったときは、会長は、当該会員を退会させることができる。

4 役員等が、第4条第3項に該当するに至ったときは、会長は、当該会員を退会させることができる。

(会長等)

第7条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名以上

2 会長は、浜松市カーボンニュートラル推進事業本部長をもって充てる。

3 副会長は、会員のうちから会長が指名する。

(会長等の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会務を処理するとともに、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局を、浜松市カーボンニュートラル推進事業本部に置く。

2 事務局は、協議会の運営、事務連絡その他協議会に関する庶務を行う。

(総会)

第10条 会長は、必要に応じ、総会を開催することができる。ただし、会長が必要があると認めるときは、会議に代えて書面により開催することができる。

2 総会は、第3条に規定する活動のうち重要なもの及び規約の制定改廃その他協議会の組織、運営、管理に関する重要な事項を議決する。

3 総会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

4 総会の議事は、出席した会員（書面決議の場合にあつては総会の期日までに会員から事務局に提出された書面）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第12条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和2年6月26日から施行する。
- 2 この協議会の施行当初の事業年度は、第11条の規定にかかわらず、施行の日から令和3年3月31日までとする。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

第2号様式（第6条関係）

浜松市次世代住宅協議会 退会届

下記の理由で浜松市次世代住宅協議会を退会しますので、浜松市次世代住宅協議会規約第6条第1項に基づき、退会届を提出します。

年 月 日

（あて先）浜松市次世代住宅協議会 会長

会員名 _____

※事業者・団体は、事業所名や団体名を、
個人の場合は個人名を記入してください。

退会理由を記入してください。